

「2019年度 連合の重点政策」

(2018年7月～2019年6月)

I. 連合の重点政策の位置づけと構成

1. 位置づけ

連合は、「2019年度 連合の重点政策」を2018年6月頃に政府がまとめる予定の「経済財政運営と改革の基本方針（通称・骨太の方針）」ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして位置づけ、重点的に政府・政党に求めていく政策・制度要求をまとめる。

とりまとめにあたっては、「2018～2019年度 政策・制度 要求と提言」で掲げた政策課題を中心に、2018年7月から2019年6月の1年間で「実現をめざす重要度の高いもの」、あるいは「早期の実現は難しいが重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」を抽出し、策定する。

2. 構成

「2018～2019年度 政策・制度 要求と提言」第二部の柱立て7項目（「持続可能で健全な経済の発展」、「雇用の安定と公正労働条件の確保」、「安心できる社会保障制度の確立」、「社会インフラの整備・促進」、「くらしの安心・安全の構築」、「民主主義の基盤強化と国民の権利保障」、「公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現」）に「東日本大震災からの復興・再生」、「熊本県を中心とする九州地震からの復旧・復興」を加えた9項目とする。

さらに、連合として最大限の労力を傾け、政策実現に向け取り組む項目として、重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を設定する。

II. 2019年度 連合の重点政策

1. 基本的な考え方

東日本大震災の発生から7年あまりが経過したが、いまだ7万1千人（2018年3月時点）が避難生活を余儀なくされており、人口流出や沿岸部を中心とした雇用のミスマッチが続いているなど、現在も様々な課題が山積している状況にある。また、熊本においては、震災から2年が経過した現在でも3万8千人（2018年3月時点）が仮設住宅で暮らしており、長期にわたるきめ細やかな支援が求められている。

経済・社会の現状を見ると、日本経済は緩やかな回復基調が続く中、企業収益は過去最高水準となり、雇用情勢も改善が続いている。一方で、個人消費は伸び悩んでおり、多くの働く者、生活者が景気回復を十分に実感するまでに至っていない。また、中間層が減少するとともに低所得者層が拡大し、これに人口減少も相まって、経済、社会保障、財政の持続可能性に影を落とし、国民の将来不安につながっている。

経済を自律的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度の再構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠である。連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けた重点政策の実現をめざし、組織の総力をあげた運動を展開する。

2. 最重点政策

(1) 震災からの復興・再生の着実な推進

- ・「復興・創生期間」における復興財源の確実な確保と被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮した予算措置
- ・雇用創出事業への雇用支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化
- ・保護者と子どもへの包括的支援のための養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー全校常勤配置、地域と学校との連携強化

(2) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業への支援強化

- ・第4次産業革命への対応について検討するための、労使が参画する枠組みの構築
- ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現とその環境整備

(3) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- ・税による所得再分配機能の強化に向けた、所得税の人的控除の見直し、低所得者対策としての給付付き税額控除制度（勤労税額控除、消費税税額控除）の導入
- ・消費税率引き上げの着実な実施、軽減税率の導入撤回
- ・自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の税財源確保

(4) 長時間労働是正に向けた法整備と労働者保護ルールの堅持・強化

- ・時間外労働の上限規制の早期実現と36協定の適正化および労働行政の充実・強化
- ・「過労死ゼロ」の実現に向けた総合的な過労死等防止対策の構築
- ・解雇の金銭解決制度の導入などの解雇規制の緩和反対
- ・パワーハラスメント防止に向けた法的整備

(5) すべての労働者の雇用の安定と公正処遇の確保

- ・同一労働同一賃金に関する法整備の早期実現
- ・障がい者の実雇用率向上に向けた就労支援策の強化
- ・「自営型テレワーカー」などへの適切な法的保護の整備

(6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ・医療・介護・保育で働く職員の処遇改善と勤務環境改善による人材確保
- ・仕事と介護が確実に両立できるための、生活援助サービスを含めた良質な介護保険給付の確保
- ・仕事と育児等の両立支援制度の充実、待機児童の早期解消と保育の質の確保

(7) 「子どもの貧困」の解消に向けた政策の推進

- ・教育の機会均等実現に向けた就学前教育の完全無償化
- ・高等学校の授業料無償化、大学の学費の引き下げ、奨学金制度の更なる拡充

3. 重点政策（★は「2. 最重点政策」で取り上げた項目）

【震災からの復興・再生の着実な推進】

（1）東日本大震災からの復興・再生

①復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

- a) とぎれのない震災復興をはかるべく、復興・創生期間（2016年度～2020年度）における復興財源を確実に確保するとともに、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮した予算措置をはかる。★
- b) 復興・再生に必要な地域の行政機能を回復し、住民のニーズに対応するため、専門的分野に対応できる職員を被災自治体に配置するなど、必要な人材を確保する。
- c) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、国内外の原子力研究機関と連携した事故の収束および放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

②被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 被災地経済の早期復興、地域の雇用創出の核となる事業への雇用支援措置の継続などを通じ、質・量ともに十分な雇用を確保する。★
- b) 雇用のミスマッチ解消に向けた職業訓練メニューの充実をはかり、労働局やハローワークが地方自治体と連携して就職支援体制を強化する。★
- c) 福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事するすべての労働者について、離職後も含めた被ばく線量の管理徹底、過重労働防止のための十分な交替要員の確保、熱中症対策や転落防止など、労働安全衛生・健康管理対策を強化する。
- d) 18歳未満の者の除染業務就労や、偽装請負や違法派遣などの労働法令違反がないよう、指導・監督を強化する。国が発注する除染などの業務において、下請を含めたすべての労働者に特殊勤務手当（除染手当）が確実に支払われる仕組みを早急に構築する。また、除染手当の不当な中間搾取を行っている業者などに対する指導・監督を強化する。

③防災性が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a) 電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインなどの基幹設備や管路の耐震化を進め、災害時におけるバックアップ機能を充実させる。
- b) ハザードマップや集団移転・高台居住などのまちづくり計画を踏まえ、医療・介護・教育・交通などの機能を集約した、防災性が高くひとに優しいまちづくりを推進する。
- c) 高齢者・障がい者等の住宅確保要配慮者の災害公営住宅への移転を進めるため、家賃負担の軽減をはかる。移転の促進にあたっては、集会施設を設置するとともに、自治会など新たなコミュニティづくりへの支援を行う。また、買い物や通院など生活関連サービスへのアクセス環境が後退しないよう、まちづくりと一体となった公共交通対策を推進する。
- d) アウトリーチ型の見守り機能や相談体制の確保に向けた支援を強化する。また、居住地にかかわらず被災者の健康対策や心のケア対策を継続するとともに、被災者が差別を受けずに地域で暮らせるよう住民への意識啓発を行う。
- e) 「福島再生加速化交付金」を継続し、避難住民が早期帰還・定住を実現できる

よう、安心・安全な生活拠点形成のための対応を着実に進める。

- f) 医療・福祉・介護人材の養成・定着や、住宅の確保など生活基盤への支援策を継続する。特に福島第一原発事故の影響で人材確保が困難な地域においては、地域包括ケアシステムのモデル事業を積極的に実施するなどの支援策を強化する。

④放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理

- a) 放射性物質により汚染された廃棄物や除染後の表土などの処理について、地元・近隣住民・地方自治体の合意を得つつ、中間貯蔵施設など、処理に必要な施設の整備を進め、仮置き場・仮々置き場に山積している残土を含め迅速に対応する。また、大量の残土などを処理施設に輸送する際には、通学時間や渋滞時間帯を避けるなど、地域住民や一般の道路利用者への影響を抑えつつ、安全を確保する。
- b) 現地の復興作業に従事した車両や機械設備類の除染と、当該機材の除染完了後の線量検査などに対し必要な支援を行う。

⑤放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安全・安心の確保

- a) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品に対し、法定による生産・出荷時の検査体制を維持するための地方自治体等への公的補助を継続し、検査結果にもとづく適切な流通管理を通じて食の安心・安全を確保する。
- b) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品を取り扱う流通・販売事業者において、事業規模にかかわらず広く放射性物質の検査体制整備・強化がはかれるよう公的補助を行い、風評被害の回避を進める。
- c) 国内外に根強く残る風評被害の現状を踏まえ、正確で分かりやすい情報を継続的に発信する。諸外国に対して、風評による輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化する。

⑥安心して学び遊べる教育環境の整備

- a) 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が続いていることから、「福島再生加速化交付金」を継続し、子どもたちの運動機会を確保するため、運動施設の整備を進める。
- c) 子どもたちが安心して学べるよう、保育料や入園料、小中学生に対する学用品費や給食費の援助など、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による教育費に関する公的支援を継続する。

(2) 熊本県を中心とする九州地震からの復旧・復興

- a) とぎれのない震災復興をはかるべく、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮した予算措置をはかる。

- b) 生活路線の確保および主要地場産業の一つである観光業の回復に向け、崩落した阿蘇大橋や通行不能となった国道 57 号、J R 豊肥線の復旧作業を加速する。
- c) 被災者に対する、広範囲におよぶ見守り活動や生活再建支援が必要であることから、地域支え合いセンターへの予算措置を継続・強化し、職員の確保や人材育成を支援する。
- d) 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。★

【「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて】

(1) 持続可能で健全な経済の発展

①経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

- a) 内需主導による自律的な経済成長を実現し、日本経済を持続的な成長軌道に復帰させるため、財政規律に留意しつつ、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。
- b) 財政健全化をめざすうえでは、一律的な歳出削減を行うのではなく、税収基盤の強化を進めるとともに、社会保障、教育、環境、防災、地域活性化など国民の暮らしに直結した歳出項目へ予算配分を重点化する。また、基礎的財政収支の黒字化に向けた具体的な道筋を国民に示し、理解を促進する。
- c) 補正予算編成も含めた年度予算全体の中での財政規律を厳格化する。そのために、中期財政計画を策定する中で、新規国債発行や歳出額の上限を設けるなど、予算編成の枠組みをルール化する。
- d) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発展につながるよう経済連携（F T A / E P A など）を推進する。その際には、労働・環境など社会条項を組み込むとともに、懸念される課題への適切な対応、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。
- e) 第 4 次産業革命の進展に伴いすべての産業に起こり得る様々な変化への対応について検討するための、労使が参画する枠組みを構築する。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施する。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。★
- f) サイバー攻撃に対して産官学が連携して対策を講じるとともに、早期の情報共有や人材育成・技術開発に関する施策を強化する。
- g) 地域経済の活性化に向けて、地方が自主的・主体的に地域産業を支援・育成し、良質な地域雇用を創出できるよう、裁量度が高い交付金を恒久化する。
- h) まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略における産業・雇用政策の実効性を確保するため、産官学金労言などによる推進組織のもとで個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう、地方自治体へのきめ細かな支援・助言を強化する。

②中小企業への支援強化と公正・適正な取引関係の確立

- a) 中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑化するための支援や生産性向上に向

けた設備投資への支援を拡充するとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保・育成、技能・技術の伝承の充実に向けた支援を行う。

- b) 中小企業支援センターのワンストップ相談窓口等におけるサービス内容の充実および手続きの簡素化など利便性の向上をはかる。
- c) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう、「働き方」も含めた企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けて、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底する。その際には、取引の実態把握、監視体制の強化、取引の適正化に関する告示・ガイドライン・業界自主行動計画等の周知と推進をはかる。★
- d) 公契約において、公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価する総合評価方式の導入を促進する。
- e) 公契約基本法を早期に制定し、公契約の基準を定める。法整備をはかることにより、ILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。
- f) 地方自治体は公契約条例を制定し、公契約のもとで働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかる。

③安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- a) 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。
- b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しを行う。
- c) 原子力発電所の再稼働については、安全性の強化・確認を国の責任において行うことと、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とし、原子力規制委員会において策定された新規制基準について、厳格に適用する。

④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- a) 納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。給与所得者に対しても申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。
- b) マイナンバー制度が確実に運用され定着するよう、国民全体への周知や事業者への指導等を進めるとともに、個人情報への厳格な保護やなりすまし防止等、制度に対する国民の不安を払拭するための措置を講じる。現行のマイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策の三分野以外の利用については、国民への丁寧な説明と合意形成をはかることを前提に、安全性の確保、行政の効率性の向上および国民生活の利便性の向上が認められる項目のみを対象とする。
- c) 所得税や相続税の累進性強化、総合課税化を念頭に置いた金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除はできるだけ社会保障給付

や各種支援策等に振り替える。残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とし、配偶者控除は扶養控除に整理統合する。★

- d) 税による所得再配分機能の強化と就労促進をはかるため、低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額に相当する金額を所得税から控除する仕組み（勤労税額控除）を導入する。★
- e) 2019年10月に予定されている消費税率の引き上げを着実に実施する。その際、消費税における軽減税率の導入を撤回し、課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する制度（消費税税額控除）を導入する。★
- f) 自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。★
- g) 税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的な地方税体系の構築をめざして抜本改革を行う。★

(2) 働く者のための「働き方改革」の実現と雇用の安定と公正労働条件の確保

①「過労死ゼロ」の実現と長時間労働是正に向けた法整備の早期実現

- a) 時間外労働の上限規制を早期に実現するとともに、労働者の健康を確保した適切な運用がはかれるよう周知・指導を徹底する。また、36協定の適正な締結に向けた指導・監督を徹底する。★
- b) 「過労死ゼロ」の実現に向け、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の数値目標の項目を拡充するなど、実効ある長時間労働是正策とともに、労働者が安心して働けるよう、総合的な過労死等防止対策を講ずる。★

②多様な雇用・就業形態の労働者の雇用の安定と公正処遇の確保

- a) いわゆる同一労働同一賃金の法整備を早期に実現するとともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」について、職場における非正規雇用労働者の処遇改善に向けた労使協議に資するものとなるよう、労働政策審議会で議論を深める。★
- b) 2015年改正労働者派遣法施行後の運用状況を検証し、派遣労働者保護の強化のための措置を講じる。とりわけ2018年10月以降に順次到来する派遣労働者の受入れ期間制限の影響を検証した上で、派遣労働者の雇用の安定に向けた対応をはかる。
- c) 労働契約法第18条の無期転換ルールについて、運用状況の検証を行うとともに、無期転換直前での雇止め防止に向けた情報発信などを含む法内容の周知を行う。
- d) 「自営型テレワーカー」など、雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかる。また、雇用労働からの置き換えは、長時間労働や使用者責任逃れなどの就労者保護の観点から問題があるため、行わない。★
- e) マルチジョブホルダー（複数の事業主のもとで短時間労働の仕事を掛け持ちしている者など）の保護に向け、雇用保険・社会保険の適用や健康管理、労働安全衛生の確保等に向けた検討を早急に開始する。

③安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

- a) 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。★
- b) 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員および監督強化に向けた根拠規定の整備を含め、国および地方自治体における労働行政を充実・強化する。★
- c) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。
- d) 国家戦略特区における雇用・労働分野の規制緩和は行わない。
- e) 「過半数代表者」の選出について適切な運用が図られるよう、選出手続を厳格化・適正化するとともに、過半数代表者が意見集約を行う手段・制度に関する規制を整備する。
- f) 雇用・労働政策に関する立案・決定には、公労使の3者構成である労働政策審議会での議論を尊重する。

④安全衛生対策の強化に向けた法制度の整備推進

- a) 事業場の規模にかかわらず、すべての事業場でストレスチェック制度が実施されるよう事業者や労働者などへの周知・指導を行い、必要な支援策を実施する。また、制度実施後の労働者の個人情報保護と不利益取り扱い防止に向け、指導・監督を強化するとともに、派遣労働者に対してもストレスチェックが確実に実施されるよう派遣元・派遣先に周知・指導を徹底する。
- b) 職場におけるパワーハラスメントに対し、事業者が講ずべき措置を義務づけるとともに、職場におけるパワーハラスメントの防止が、労働契約に伴う事業者の付随義務であることを明確化する。★
- c) 産業現場で使用される化学物質について、製造・輸入する事業者が危険性・有害性の調査・情報収集を確実に実施し、その結果にもとづき必要な措置を講じるよう、化学物質を使用する事業者などに周知・指導を徹底する。
- d) 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、改善計画作成などの指示、勧告、企業名公表などを行う特別安全衛生改善計画制度を積極的に運用し、同一企業での重大な労働災害再発を防止する。さらに、労働安全衛生の専門的知見を有する者による「職場パトロールを通じた労災防止活動」を公的な制度として創設する。

⑤失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充

- a) 雇用保険制度については、基本手当の法定賃金日額・所定給付日数・給付率を2000年改正前の水準にまで回復し、給付制限期間（3ヶ月）を短縮するなど、セーフティネット機能を強化する。なお、雇用保険の国庫負担割合については、雇用政策に対する政府の責任として、時限的引き下げが終了する2020年までに本則（4分の1）に確実に戻す。
- b) 求職者支援制度については、ニーズに即した訓練コース整備や訓練機関の質の向上、就職支援の一体的実施など、実効性ある制度の運用を行う。なお、求職者支援制度は国として設けるセーフティネットであることに鑑み、その財源は全額一般財源で負担するものへ見直す。

⑥若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化

- a) すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、青少年の雇用の促進等に関する指針を踏まえた労働条件の的確な明示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの機能強化等を行う。また、若者が働き続けられる職場環境の整備、学校等における労働教育のカリキュラム化の法制化などを推進する。
- b) 行政による指導を徹底するなどして、高年齢者雇用安定法に定める「高年齢者雇用確保措置」を確実に実施し、希望する者全員の65歳までの雇用を実現する。
- c) 障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、雇用の分野における障がい者の差別禁止と合理的配慮の提供義務の実効性を確保し、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化する。★

⑦最低賃金の履行確保の強化

- a) 監督体制の抜本的強化により、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高める。
- b) 最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直す。

⑧雇用における男女平等と女性活躍の推進

- a) 男女雇用機会均等法の改正に向けた雇用管理区分間の格差の実態把握や、女性活躍推進法の、一般事業主行動計画にもとづく女性の積極的な登用・評価実施するための現状分析を進める。また、同計画にもとづく実効性ある取り組みを促すため、中小企業に対する支援を拡充する。
- b) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントや性的指向と性自認（SOGI）に対するハラスメントなど、あらゆるハラスメントに対して職場が一元的に対応する措置を事業主に対して義務付ける法制化に取り組む。また、ILOにおける「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に向けた枠組みの整備を働きかける。
- c) パートタイム労働者の待遇改善を進めるため、職務評価手法に関して、ILO 100号条約の理念にもとづく研究開発を進める。

⑨男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- a) 第4次男女共同参画基本計画を着実に実行するとともに、女性差別撤廃条約の履行状況ならびに第4次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するために、権限と実効性があり、定期的に施策を評価できるモニタリング機関を設置する。
- b) 第4次男女共同参画基本計画に掲げる「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%にする」目標の達成に向けて、公共調達において男女共同参画等に積極的に取り組む企業を優先するとともに、民間部門でもポジティブアクションの導入を推進するよう指導する。
- c) 男女が仕事と生活の役割と責任を平等に分ち合い、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかることを可能とするため、長時間労働を前提とした働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の払拭に取り組む。

⑩男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進

- a) 介護離職することなく、安心して仕事と介護が両立できるよう、改正育児・介護休業法の周知徹底をはかり、国や企業における両立支援制度の情報提供と相談窓口設置等の就業環境整備を促進する。
- b) 妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、改正育児・介護休業法を含めた関係法令の周知徹底とともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上に向けた対応を強化する。
- c) 男女が仕事と生活を調和できる環境整備に向けて、男性の育児休業取得促進に資する次世代育成支援対策推進法等の見直しを含め、実効性ある両立支援策の拡充をはかる。

⑪外国人労働者が安心して働くことのできるための環境整備

- a) 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する。
- b) 外国人労働者の受入は、専門的・技術的分野の外国人材とし、在留資格・就労資格の緩和を通じたなし崩し的な受入は行わない。
- c) 外国人技能実習法にもとづき、制度適正化策を確実に履行する。
- d) 外国人労働者に対する労働関係法令の周知を徹底するとともに、労働安全衛生対策の強化、母国語で相談できる環境の整備をはかる。

(3) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

①「全世代支援型」社会保障制度の基盤と人材確保策の拡充

- a) すべての人が必要な社会保障サービスを確実に受けられる社会保障給付を確保する。また、消費税率引き上げによる財源はすべて社会保障の充実および安定化に活用する。
- b) だれもが健康で文化的な生活を送ることができる生活保護基準を確保するとともに、生活困窮者自立支援制度の財源と実施体制を強化する。
- c) 雇用形態や企業規模にかかわらず、すべての雇用労働者への社会保険（健康保険・厚生年金）の完全適用に向けて、社会保険の適用要件を引き下げる。
- d) 都道府県「医療勤務環境改善支援センター」による、看護師をはじめとする医療従事者の休暇取得の促進や夜勤負担の軽減などの取り組みを普及・徹底させ、離職防止や復職促進、新たな担い手の確保を強力に進める。また、すべての人の公平な医療アクセスを保障するため、地域・診療科ごとの医療従事者に関する強力な偏在対策を講じる。★
- e) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の改善をより強力に進めるとともに、専門職としての社会的地位を確立し人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を一層強化する。★
- f) 待機児童の早期解消と、幼児教育・保育の質の向上および人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等の抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築し、ディーセント・ワークを実現する。★

②「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療・介護の機能と連携の強化

- a) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない質の高い医療と介護サービスの確保や、在宅・救急医療の充実、医療機関の機能分化をはか

- る。
- b) すべての人の公平な医療アクセスを保障するため、医療保険給付の割合は 100 分の 70 を維持するとともに、持続可能な医療保険制度の確立に向けて、高齢者医療制度の抜本改革に向けた検討を行う。
 - c) 生活援助サービスを含め介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、良質な介護保険給付を確保する。★
 - d) 要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を丁寧に把握するとともに、地域間の格差が生じないよう国および都道府県は必要な支援を行う。

③子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- a) 子ども・子育て支援の質・量の拡充を目的とした「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施のため、消費税率の引上げによる財源を含む1兆円超程度の財源を早期に確保する。
- b) 希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブ等を利用できるよう、待機児童を早期に解消する。そのため、財源を確保し、職員配置の改善や安全面の強化など質の担保された受け皿の整備をさらにすすめる。★
- c) 保護者の勤労状況や経済状況にかかわらず、すべての小学校就学前の子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、インセンティブを設けて幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

④安心と信頼の公的年金制度の構築

- a) 公的年金の年金積立金の運用のあり方は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持する。また、年金の財政検証については、前提条件等を抜本的に見直した上で行う。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンス体制について、保険料拠出者である労使代表の意思の確実な反映を可能とする体制構築のため、経営委員会の構成割合は労使代表が過半数を占めるよう速やかに検討を開始する。
- b) すべての人が不安なく暮らし続けられるよう、基礎年金の財政基盤の強化に向け、2004年年金改正で導入した財政フレームを再検証し、抜本的な改革議論を進める。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象から外すとともに、低年金者対策を検討する。

⑤障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築

- a) いかなる者に対する障がいに基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであるとする障害者権利条約の基本的考え方を、国民に対して強力に発信する。また、障がい当事者による障がい者政策の一層の推進と民間事業者への合理的配慮の義務化等をはかるため、障害者基本法と障害者差別解消法を強化する。
- b) 誰もが障がいの有無にかかわらず地域で生活できるよう支援を強化する。また、障がい者の家族の負担を軽減し、仕事と家庭を両立できるための支援を整備する。

(4) 社会インフラの整備・促進

①安心・安全な社会と持続可能なまちづくりの推進

- a) 既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、人口減少や少子化・高齢化などの実態を踏まえ、利便性や必要性の観点から優先順位をつけて効率的に実施する。
- b) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化する。また、財政的な支援や先進的な事例の共有化など、空き家対策を実施する地方自治体の負担軽減策を講じる。
- c) 「居住の権利」を基本的人権として位置づけ、誰もが安心して住み続けることのできる賃貸住宅を確保する。また、安全で良質な住宅・設備を適正価格で取得・改修できるよう、税制の優遇や費用の補助を行う。
- d) 「交通政策基本計画」の着実な実行により、環境負荷が小さく災害に強い、持続可能な社会基盤としての交通・運輸体系を構築する。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援する。
- e) 交通のシビルミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線・航路を維持・確保する。
- f) いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客輸送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

(5) 暮らしの安心・安全の構築

① 国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進

- a) 地球温暖化防止のための「パリ協定」の具体的な国際ルール構築に際しては、すべての締約国の「共通だが差異ある責任原則」の履行に向けて、主導的役割を発揮する。また、温暖化対策の推進にあたっては、長期的視野に立った「緩和」と「適応」に関する技術研究開発や実用化を加速させるとともに、省エネ・節電への積極的な支援・推進、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて温室効果ガスの排出を抑制する。
- b) 国連・持続可能な開発目標（SDGs）や、「パリ協定」にもとづく国内対策の推進にあたっては、「グリーン経済」への転換に向けて、「環境政策」と「経済・産業政策」、「雇用政策」の統合をはかるとともに、関係当事者との積極的な対話によって「公正な移行」を確保する。
- c) 再資源化されていない廃棄物が「資源」として効果的かつ効率的にリサイクルされる環境を構築するとともに、資源効率性を向上させる技術の開発を促進する。

②食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- a) 農業・水産業の安定した経営基盤の構築および生産性の向上、持続可能な健全な発展を通じて、わが国の食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上を戦略的に推進する。効率的な備蓄、安定的な輸入の確保を実施するとともに、食料供給に影響を与える多様なリスクごとの具体的な対応手順をとりまとめるなど、食料の安定供給体制の維持・充実をはかる。また、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進する。

- b) 農山漁村の地域資源を活かした6次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を戦略的に推進し、農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進する。農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかり、戦略的に競争力のある強い農業を実現する。
- c) 林業の持続可能な産業基盤を確立するとともに、森林資源を循環利用する新たな仕組みを構築する。
- d) 水産業の持続可能な産業基盤の確立と、水産資源の維持管理強化ならびに水産食料の安定供給をはかる。

③健全な消費社会の実現に向けた消費者政策の推進

- a) 消費者庁「倫理的消費」調査研究会の取りまとめを踏まえ、雇用・労働を含む人や社会に配慮した倫理的な消費行動（エシカル消費）を推進する。また、消費者による過剰な要求や、消費行動に伴う暴言・暴力などの行為が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないように、消費者基本計画等で「倫理的消費」における配慮の対象として明確に位置づける。
- b) 持続可能な開発目標（SDGs）の目標8「ディーセント・ワーク」の推進、目標12「持続可能な生産と消費」の実現に向け、事業者と消費者の健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促進するための消費者教育を推進するとともに、事業者における消費者保護のための従業員教育を支援する。
- c) 消費生活センターをすべての地方自治体に設置し、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかる。また、消費生活センターの運営に向けた財政基盤の強化、相談員の雇用の安定・処遇の改善、能力開発の充実を推進する。
- d) 消費者保護の強化に向け、悪徳商法・特殊詐欺の新たな手口に関する注意喚起を行うとともに、消費者被害に関する裁判例、相談事例の蓄積を踏まえた法整備を行う。また、集団的消費者被害回復に向けて適格消費者団体の設立を支援し、空白地域を解消する。
- e) 科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行う。また、フードチェーン全体の連携強化のための支援を通じて食料廃棄の削減を推進する。
- f) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向け、通報者の保護・救済の強化につながる法改正を進める。

④総合的な防災・減災対策の充実

- a) 平時から「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保する。
- b) 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などを強化する。
- c) 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時に特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約・精査し、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関へ情報共有をはかる。

(6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

① 共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定の積極的な実施

- a) 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定について、地方の選挙管理委員会や市区町村へのきめ細かな対応・支援を行う。また、その経費について、国政選挙では十分な国費を確保するとともに、地方選挙でも実施にあたって財政運営上の支障が生じないように必要な措置を講じる。

② 民主的で透明な公務員制度改革の推進

- a) 公務員の労働基本権を回復することで自律的労使関係を確立し、民主的で透明な公務員制度改革を実現する。また、刑事施設職員や消防職員の団結権を回復する。
- b) 臨時・非常勤職員について、労働契約法・パートタイム労働法の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかる。また、地方公務員法等の改正を踏まえた新たな任用制度への円滑な移行を進める。加えて、これら処遇改善に向けて適宜必要な予算措置を行う。

③ 新しい公共と地方分権改革の推進

- a) 地域住民の参加のもと、地方自治体、民間事業者、NPO、協同組合などの多様な担い手が、地域課題を共有・対話する場を各都道府県に設置するなどして、支え合いと活気ある社会をつくる「新しい公共」の推進をはかる。
- b) 地域の自主性を尊重しつつ人口減少・超少子高齢化に対応する公共サービスの提供体制の拡充に向け、国と地方の役割・権限の見直しを進めるとともに、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系の構築や国庫補助金の一括交付金化など財源保障の充実をはかる。
- c) 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うにあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定プロセスの透明化をはかる。

④ 差別禁止と人権擁護政策の推進

- a) 差別に関する禁止事項を明確にし、人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定するとともに、人権救済機関を設置する。

⑤ 教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進

- a) 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。★
- b) いじめ問題の解決に向けて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤配置する。
- c) ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進する。
- d) 自立した社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実する。

- e) 教員に労働基準法 37 条を適用することによって長時間労働を是正し、教員の本来の仕事の質を高め、教育の質的向上をはかる。
- f) 第 4 次産業革命などの変化を捉え、持続可能な社会の発展を担う人材を育成するため、社会人の学び直しなど生涯学習の観点から教育環境を整備する。

(7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

①社会対話を通じたディーセント・ワークの推進

- a) 2018 年の G20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）および G20 雇用労働大臣会合において、質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策を策定する。また、日本が議長国となる 2019 年の G20 に向けて、労働組合をはじめとした社会的パートナーとの対話を促進する。
- b) 連合が優先的に批准を求める ILO 条約、とりわけ中核条約である第 105 号（強制労働廃止）と第 111 号（差別待遇（雇用・職業））を早期に批准する。

②多国籍企業の責任ある企業行動の促進

- a) 多国籍企業における建設的労使関係構築と労使対話による紛争回避のため、在外公館や関係省庁間での連携をはかり、各日系企業が ILO 「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」や「OECD 多国籍企業行動指針」を遵守するよう、周知徹底をはかる。
- b) 日本 NCP（ナショナル・コンタクト・ポイント）が十分な役割を果たせるよう人的・財政的な拡充をはかるとともに、日本 NCP 委員会が労使紛争の早期解決に関して実質的な議論を行う場となるよう努める。

③持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組み

- a) SDGs の優先課題別に関係省庁およびステークホルダーが参画し、戦略や中間目標を策定する作業部会を持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の下に設ける。とりわけ、国際労働組合総連合（ITUC）が重点目標に位置づける開発目標（注）に関する議論には必ず労働組合を参画させる。
- b) （公財）国際労働財団（JILAF）などを活用し、労働や教育などの社会開発分野における ODA、とりわけ SDGs に掲げられているディーセント・ワークの推進に向けた雇用創出、労働者の権利保護、社会対話の促進、社会保護の土台整備などについて規模・内容の拡充をはかる。

④邦人の安全確保に向けた取り組み

- a) 紛争やテロ、暴動の脅威が拡大している中で、在外邦人の安全確保のため、平和で安定した国際社会の形成に向けた取り組みを進めると同時に、在外公館の体制強化をはかり、情報収集・危機管理体制を整備・強化する。

(注) ITUC が重点目標に位置づけているのは、開発目標 1（貧困をなくそう）、5（ジェンダー平等を実現しよう）、8（経済成長およびディーセント・ワークの推進）、10（人や国の不平等をなくそう）、13（気候変動に具体的な対策を）、16（平和と公正をすべての人に）の 6 項目である。

以 上